省　令

○文部科学省令第十九号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づき、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十五日

文部科学大臣　柴山　昌彦

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付したように改める。

改正後	改正前
（交付金の交付等） **第七条**　［略］ 2　交付金は、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）に記載された事業のうち交付金の算定の対象となる事業（以下この項において「交付対象事業」という。）について次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を合計した額を基礎として、予算の範囲内で交付する。 一　交付対象事業ごとに文部科学大臣が定める配分基礎額に当該事業ごとに文部科学大臣が定める割合を乗じて得た額 二　交付対象事業に要する経費の額に当該事業ごとに文部科学大臣が定める割合を乗じて得た額 3　［略］	（交付金の交付等） **第七条**　［略］ 2　交付金は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を基礎として、予算の範囲内で交付する。 一　施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下同じ。）に記載された事業のうち交付金の算定の対象となる事業ごとに文部科学大臣が定める配分基礎額に当該事業ごとに文部科学大臣が定める割合を乗じて得た額を合計した額 二　施設整備計画に記載された事業のうち交付金の算定の対象となる事業に要する経費の額に当該事業ごとに文部科学大臣が定める割合を乗じて得た額を合計した額 3　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成三十年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成三十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

○農林水産省令第四十号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十六条第一項の規定に基づき、競馬法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十五日

農林水産大臣　吉川　貴盛

競馬法施行規則の一部を改正する省令

競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第二十四条　調教師又は騎手の免許の有効期間は、一年間（第二十一条第一項ただし書の規定に基づく免許試験に合格した者に対して行われる免許については、一年以内で競馬会の規約で定める期間）とする。ただし、その有効期間を延長することが適当である場合として競馬会の規約で定める場合は、競馬会は、当該満了の日から引き続き一週間を超えない範囲内で、その有効期間を延長することができる。	**第二十四条**　調教師又は騎手の免許は、免許の日から一年間（第二十一条第一項ただし書の規定に基づく免許試験に合格した者に対して行われる免許については、一年以内で競馬会の規約で定める期間）効力を有する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。